

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

(2003年版)

(平成14年度) 会 社 基 礎 簿

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| はじめに                        | 1  |
| 1. 会 社 の 概 況                |    |
| ① 会 社 名 等                   | 4  |
| ② 会 社 の 沿 革                 | 4  |
| ③ 会 社 の 目 的                 | 6  |
| ④ 事 業 の 内 容                 | 7  |
| ⑤ 営 業 所 の 状 況               | 9  |
| ⑥ 財 務 の 概 要                 | 9  |
| ⑦ 発 行 済 株 式 総 数             | 10 |
| ⑧ 主 要 株 主 名                 | 10 |
| ⑨ 役 員 の 状 況                 | 11 |
| ⑩ 従 業 員 の 状 況               | 12 |
| 2. 営 業 の 状 況                |    |
| ① 営 業 方 針                   | 13 |
| ② 当 社 及 び 当 業 界 を 取 巻 く 環 境 | 14 |
| ③ 営 業 の 経 過 及 び 成 果         | 14 |
| ④ 対 処 す べ き 課 題             | 16 |
| ⑤ 受 託 業 務 管 理 規 則           | 17 |
| ⑥ 外 務 員 の 登 録 状 況           | 23 |
| ⑦ 委 託 者 に 関 す る 事 項         | 23 |
| ⑧ 苦 情 ・ 紛 争 に 関 す る 事 項     | 23 |
| ⑨ 訴 訟 に 関 す る 事 項           | 24 |
| 3. 経 理 の 状 況                |    |
| ① 貸 借 対 照 表                 | 25 |
| ② 損 益 計 算 書                 | 26 |
| ③ 重 要 な 会 計 方 針             | 27 |
| ④ 注 記 事 項                   | 30 |
| ⑤ 利 益 処 分 計 算 書             | 32 |
| ⑥ 監 査 報 告 書                 | 33 |
| ⑦ 財 務 比 率                   | 34 |
| 4. 業 務 関 連 事 項              |    |
| ① 月 間 取 引 高                 | 別添 |
| ② 月 末 建 玉 数                 | 別添 |

## 【はじめに】

本書は、平成15年3月期（平成14年4月～平成15年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成15年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主5名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成14年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

#### (a)純資産余裕比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。)

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{(\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金額} - \text{分離保管預託額})} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e)当座性資金等比率

$$\frac{\text{当座性資金等(※)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

(※「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。)

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f)委託者未収金比率

$$\frac{\text{委託者未収金}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金（長期未収債権に属するものを含む）の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g)借入金等比率

$$\frac{\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債(新株予約権付社債を含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h)経常収支率

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

(i) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(j)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(k)委託手数料収益比率

$$\frac{\text{(商品先物取引に係る)委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

(l)自己売買収益比率

$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 商品取引員名 | 光陽ファイナンシャルトレード株式会社  |
| 代表者名   | 代表取締役社長 村上 弘        |
| 所在地    | 東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号 |
| 電話番号   | 03-5643-3511 (代)    |

### ② 会社の沿革

当社は昭和38年2月大同物産株式会社として設立致しました。

| 年 月       | 概 要   |
|-----------|---|
| 昭和38年 2月  | 商品先物取引受託業務を目的として、大同物産株式会社を名古屋市中区伊倉町2-10に創業 資本金1,500万円   |
| 4月        | 名古屋穀物商品取引所仲買人加入   |
| 11月       | 富山支店開設  |
| 昭和39年 6月  | 三島支店開設  |
| 昭和40年 2月  | 名古屋繊維取引所仲買人加入   |
| 昭和46年 1月  | 商品取引所法改正により従来の商品仲買人より商品取引員として許可   |
| 昭和51年 1月  | 松本支店開設  |
| 昭和54年 12月 | 資本金7,200万円に増資   |
| 昭和55年 9月  | ミリオン貿易株式会社に商号変更   |
| 昭和57年 3月  | 東京金取引所に会員加入   |
| 6月        | ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)会員加入  |
| 10月       | 東京穀物商品取引所に会員加入  |
| 昭和58年 9月  | 資本金3億6000万円に増資  |
| 昭和59年 1月  | 東京金取引所貴金属市場商品取引員許可  |
| 5月        | 名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場商品取引員許可   |
| 7月        | 商品取引員東邦商事株式会社を吸収合併<br>上記合併に伴ない、東京・大阪・京都・福岡支店を開設<br>大阪化学繊維取引所毛糸、スフ糸市場商品取引員許可<br>豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員許可<br>関門商品取引所商品取引員許可<br>東京繊維商品取引所綿糸市場商品取引員許可 |
| 昭和59年 10月 | 大阪化学繊維、大阪三品取引所合併による大阪繊維取引所の設立で同取引所商品取引員許可   |

| 年 月          | 概 要   |
|--------------|---|
| 昭和 59 年 11 月 | 東京金、東京繊維商品、東京ゴム取引所合併による東京工業品取引所の設立で同取引所商品取引員許可                              |
| 昭和 60 年 5 月  | 東京穀物商品取引所農産物市場商品取引員許可   |
| 昭和 62 年 1 月  | 資本金 4 億 6 0 0 0 万円に増資   |
| 昭和 63 年 12 月 | 大阪砂糖取引所商品取引員許可  |
| 平成 3 年 11 月  | 資本金 5 億 6 0 0 0 万円に増資   |
| 12 月         | 資本金 6 億 6 0 0 0 万円に増資   |
| 平成 5 年 10 月  | 大阪穀物、大阪砂糖、神戸穀物、3 取引所合併による関西農産商品取引所設立で同取引所商品取引員許可                            |
| 平成 8 年 10 月  | 名古屋穀物砂糖、名古屋繊維、豊橋乾繭取引所合併により中部商品取引所設立で同取引所商品取引員許可                             |
| 平成 9 年 1 月   | 東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入  |
| 4 月          | 関西農産商品取引所、神戸生絲取引所合併による関西商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可                                |
| 10 月         | 大阪繊維、神戸ゴム取引所合併による大阪商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可<br>大阪商品取引所アルミニウム市場商品取引員許可<br>広島支店開設 |
| 12 月         | 大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場会員加入  |
| 平成 10 年 4 月  | 大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場商品取引員許可   |
| 平成 11 年 5 月  | 商品投資販売業許可   |
| 6 月          | 東京工業品取引所石油市場商品取引員許可   |
| 10 月         | 中部商品取引所畜産物市場商品取引員許可   |
| 12 月         | 中部商品取引所石油市場商品取引員許可  |
| 平成 12 年 6 月  | 本店の位置を名古屋より東京へ変更<br>名古屋支店開設<br>東京支店廃止                                       |
| 平成 13 年 2 月  | 資本金 6 億 9 8 7 5 万円に増資   |
| 6 月          | 光陽ファイナンストレード株式会社に商号変更   |
| 平成 14 年 1 月  | 京都支店廃止  |
| 3 月          | 三島支店廃止  |
| 6 月          | 松本支店廃止  |
| 8 月          | 大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員許可  |

③ 会社の目的

1. 有価証券の所有並びに投資
2. 動産、不動産の所有並びに売買
3. 各種農産物、砂糖、ゴム、乾繭、生糸、毛糸、綿糸、人絹糸、スフ糸、木材、合板、金、銀、プラチナ、その他の貴金属、銅、アルミニウム等の非鉄金属及び鉄、原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品、海産物、牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物の材料及び製品の売買並びに輸出入
4. 金融先物商品、上場商品の指数及び各種商品指数の売買
5. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
6. 商品取引所法に基づく商品取引所の上場商品の売買、受託、仲介及び代理業
7. 日用品雑貨の製造及び販売並びに輸出入
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

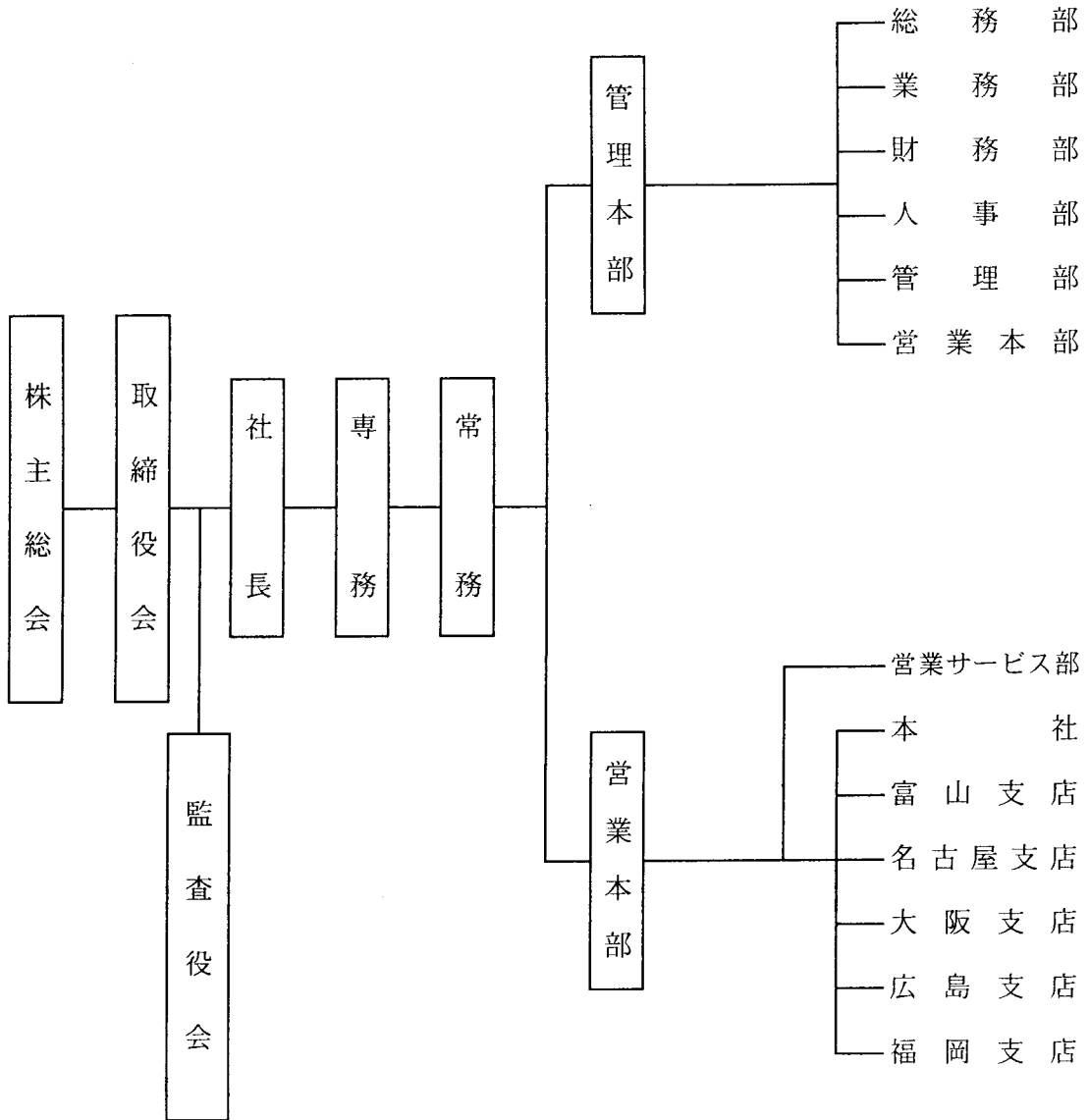
(注) 上記のうち \_\_\_\_\_ 線部分の事業は現在行っておりません



④ 事業の内容

1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りであります。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき、商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（以下「商品市場における取引」という。）について顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 126 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第 1 種商品取引受託業」の許可を受けております。（許可番号：農林水産省指令 1 3 総合第 3 4 8 6 号、経済産業省平成 1 3 ・ 1 1 ・ 2 0 商第 11 号）

| 取引所                | 市場 | 農産物 | 砂糖 | 貴金属 | アルミ | ゴム | 天然ゴム指数 | ニッケル | 石油 | 畜産物 | 上場商品名   |
|--------------------|----|-----|----|-----|-----|----|--------|------|----|-----|---|
| 東京穀物商品取引所          |    | ○   |    |     |     |    |        |      |    |     | IOM一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール<br>コーヒー生豆（7種・カ種・07・08種）<br>輸入大豆 <sup>○</sup> 、とうもろこし <sup>○</sup><br>金、銀、白金、パラジウム<br>アルミニウム<br>ガソリン、灯油、原油<br>小豆、NON-GMO大豆<br>ガソリン、灯油<br>鶏卵<br>粗糖、精糖、粗糖 <sup>○</sup><br>アルミニウム<br>ゴム（RSS・TSR）<br>天然ゴム指数<br>ニッケル<br>IOM一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー<br>精糖 |
| 東京工業品取引所           |    |     |    | ○   | △   |    |        |      |    |     |   |
| 中部商品取引所            |    | ○   |    |     |     |    |        |      | ○  |     |   |
| 関西商品取引所<br>大阪商品取引所 |    |     | ○  |     | ○   | ○  | ○      | ○    | ○  | ○   |   |
| 福岡商品取引所            |    | ○   | △  |     |     |    |        |      |    |     |   |

(注) ○取引員加入、△会員加入

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であり、自己売買業務は上記イに掲げた取引員加入及び会員加入の商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地                             | 電話番号         |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 本店    | 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目17番8号   | 03-5643-3511 |
| 富山支店  | 〒930-0008 富山県富山市神通本町1丁目6番5号     | 076-431-8491 |
| 名古屋支店 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目10番21号   | 052-202-4111 |
| 大阪支店  | 〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号   | 06-6120-4111 |
| 広島支店  | 〒730-0012 広島県広島市中区八丁堀8番8号       | 082-225-4111 |
| 福岡支店  | 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番36号 | 092-474-4111 |

⑥ 財務の概要（平成15年3月決算期）

|              |              |
|--------------|--------------|
| (a) 資本金      | 698,750千円    |
| (b) 純資産額*1   | 3,837,288千円  |
| (c) 必要純資産額*2 | 1,401,000千円  |
| (d) 総資産額     | 12,216,925千円 |
| (e) 営業収益     | 6,799,286千円  |
| (内受取手数料)     | 5,457,573千円  |
| (f) 経常利益     | 2,944,366千円  |
| (g) 当期純利益    | 1,128,873千円  |

\*1 純資産額の算定方式は、資産－負債＋商品取引責任準備金となっております。

\*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,351,000株 (平成15年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位5名)

| 氏名       | 所有株式数      | 発行済株式数に対する<br>所有株式の割合 |
|----------|------------|-----------------------|
| 川路耕一     | 796,100株   | 58.9%                 |
| 原口礼子     | 156,150株   | 11.5%                 |
| 三晃商事株式会社 | 135,000株   | 9.9%                  |
| 三貴商事株式会社 | 102,000株   | 7.5%                  |
| 従業員持株会   | 37,200株    | 2.7%                  |
| 計        | 1,226,450株 | 90.8%                 |

⑨ 役員 の 状 況

| 役名及び<br>職 名 | 氏 名<br>生年月日          | 所有株<br>式数 |
|-------------|----------------------|-----------|
| 代表取締役<br>社長 | 村上弘<br>昭和16年7月2日     | 20,100株   |
| 代表取締役<br>専務 | 原田金光<br>昭和25年2月18日   | 4,000株    |
| 取締役         | 川路耕一<br>昭和20年11月9日   | 796,100株  |
| 常務取締役       | 小笠原昭夫<br>昭和24年11月10日 | 10,000株   |
| 常務取締役       | 田元利明<br>昭和24年5月22日   | 1,500株    |
| 取締役         | 西田一生<br>昭和34年12月16日  | 5,000株    |
| 取締役         | 緒方保孝<br>昭和29年2月19日   | 3,500株    |
| 取締役         | 木村末義<br>昭和24年7月12日   | 3,600株    |
| 監査役         | 山内 務<br>昭和16年11月25日  | 2,000株    |
| 監査役         | 田中武和<br>大正14年1月2日    |           |
| 監査役         | 佐藤見由<br>昭和14年12月1日   | 12,000株   |
| 監査役         | 水口孝信<br>昭和15年6月10日   |           |
| 計           | 1 2 名                |           |

⑩ 従業員の状況

|        | 総計    | 男女別   |       | 営業／非営業 |       |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
|        |       | 男     | 女     | 営業     | 非営業   |
| 従業員数   | 216人  | 178人  | 38人   | 120人   | 96人   |
| 平均年齢   | 31.6才 | 31.6才 | 32.6才 | 28.6才  | 35.6才 |
| 平均勤続年数 | 6.2年  | 7.2年  | 3.4年  | 5.1年   | 8.3年  |
| 外務員数   | 165人  | 165人  | 0人    | 119人   | 46人   |

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は、お客様に信頼される企業作りを目指し、商品先物取引に関するあらゆる情報サービスを迅速かつ分かりやすくお客様に提供することを第一に考えております。当社の主力商品である石油、貴金属、農産物等の基本的な相場変動要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた幅広い情報収集と多角的な情報分析を行っております。また、お客様方の様々なニーズに的確かつ積極的に対応できる営業体制を確立するために、平成14年3月末をもって三島支店を本社へ統合し、同年6月末松本支店を名古屋支店に統合し、支店の大型店舗化を図ることによって経営の効率化を目指しております。さらに平成15年度においては、今後の委託手数料の自由化を見据えて、お客様から選ばれる企業作りに努めております。

社員教育では、新入社員に対しては3ヶ月の研修期間を設け、基礎教育から専門教育までを総合的に指導し、配属後においても先輩社員が営業実践活動における的確な指導、アドバイスを行っております。また、役職者全員を対象に春と秋の年2回、管理職者ゼミナールを実施し、管理職者としてのあり方を各自が自覚するとともに、広範囲に亘る知識の取得により、有能な人材の育成を図り、お客様に喜ばれる企業を目指しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという立場から、ご契約の前に取引の仕組みや基本的ルールについて十分な説明を行っておりますので、初めての方にも安心して商品先物取引に参加していただいております。また取引開始後においても3ヶ月の間、取引枚数を抑制していただく習熟期間を設け、その間に商品先物取引に対する理解を深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、常にお客様の保護と育成を念頭に置き、長期に亘って良きアドバイザーたることを求め、ファイナンシャルプランナーの資格を得る為の教育を実施いたしております。

管理部門においては、本店管理部に全支店を網羅したお客様相談窓口を設置しておりますが、各支店にも営業サービス室員を配置することにより、お客様の商品先物取引に対する理解度の再確認等のアフターサービスを行うとともに、お客様からの問合せや相談等の窓口として、迅速に対応できるようにしております。

## ② 当社及び当業界を取巻く環境

平成14年度の我が国経済は、年初来の輸出の増加や生産の持ち直しの動き等により、景気に一部持ち直しの動きが見られるものの、年後半にかけて米国経済への先行き懸念や株価低迷の影響等が必要の下押し要因となり、年度後半はほぼ横ばいで推移しました。こうした結果、平成14年度経済全体として見れば国内総生産の実質成長率は、年度前半の比較的高い成長の寄与もあり、0.9%程度（名目成長率はマイナス0.6%程度）になると見込まれます。

世界経済は、徐々に明るさを取り戻し、全体的には緩やかな回復が見られました。米国経済は、堅調な個人消費に支えられて景気は回復軌道に入っていますが、設備投資に力強さを欠き、緩やかな回復となりました。欧州経済は、通貨統一の効果もあって個人消費の拡大や産業再編による民間投資も活発化していますが、全般的には低成長が続きました。アジア経済は、米国の景気回復に支えられ回復基調で推移しています。

商品先物業界においては、平成14年度中に、6月17日に関西商品取引所において冷凍えび、7月1日に福岡商品取引所において大豆ミール、9月2日に大阪商品取引所においてニッケルの各商品が上場されました。これにより幅広い商品の提供が行えるようになりました。出来高に注目すれば、5年連続で記録を更新した年でもありました。また、税制改正により商品先物税制に大幅な前進が見られ、今後多くの顧客拡大を見込むことができるようになりました。

当社にありましては、平成14年3月末をもって三島支店を本社へ統合し、同年6月松本支店を名古屋支店に統合し、前年度より引続けてきた大型店舗化を終え、顧客の拡大、取引量の増大に対応できる組織づくりを目指し、社内勉強会などを通じて、資質の向上と業務能力のレベルアップを計り、理想武装した精鋭チーム作りに努め業績向上に向けて邁進してまいりました。

## ③ 営業の経過及び成果

### (1) 受取手数料部門

管理体制の充実と社員教育を図り、経費削減に努め、総売買高362万枚（前年比1.4%減）受取委託手数料54億5,700万円余り（前年比0.6%減）となりました。



## (2) 売買損益部門

当期の営業収益は 67 億 9,928 万円(前年比 56.6%増)、営業費用は 38 億 4,587 万円となり、営業利益は 29 億 5,340 万円(前年比 1,176.3%増)、経常利益は、29 億 4,436 万円(前年比 1,060.2%増)、当期利益は 11 億 2,887 万円(前年比 776.2%増)となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買高は次の通りであります。

### (a) 受取手数料

(単位：千円)

| 期 別<br>商品市場名 | 第 4 1 期<br>(自 平成 1 4 年 4 月 1 日)<br>(至 平成 1 5 年 3 月 3 1 日) |
|--------------|---|
| 商品先物取引       |   |
| 農 産 物 市 場    | 2,069,516   |
| 畜 産 物 市 場    | -   |
| 貴 金 属 市 場    | 1,207,435   |
| ア ル ミ 市 場    | 90  |
| ニ ッ ケ ル 市 場  | 16,250  |
| 砂 糖 市 場      | 27,720  |
| ゴ ム 市 場      | 35,981  |
| 天然ゴム指数市場     | -   |
| 石 油 市 場      | 2,100,581   |
| 小 計          | 5,457,573   |
| オプション取引      |   |
| 農 産 物 市 場    | 0   |
| 砂 糖 市 場      | 0   |
| 小 計          | 0   |
| 合 計          | 5,457,573   |

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨て表示しております。

## (b) 売買高

(単位：枚)

| 商品市場名    | 期別<br>内訳 | 第41期<br>(自平成14年4月1日)<br>(至平成15年3月31日) |           |           |
|----------|----------|---------------------------------------|-----------|-----------|
|          |          | 委託                                    | 自己        | 合計        |
| 商品先物取引   |          |                                       |           |           |
| 農産物市場    |          | 754,538                               | 540,892   | 1,295,430 |
| 畜産物市場    |          | -                                     | 3,000     | 3,000     |
| 貴金属市場    |          | 242,226                               | 242,409   | 484,635   |
| アルミ市場    |          | 36                                    | 36        | 72        |
| ニッケル市場   |          | 6,629                                 | 6,395     | 13,024    |
| 砂糖市場     |          | 7,645                                 | 9,641     | 17,286    |
| ゴム市場     |          | 17,635                                | 16,491    | 34,126    |
| 天然ゴム指数市場 |          | -                                     | -         | -         |
| 石油市場     |          | 742,651                               | 1,035,255 | 1,777,906 |
| 合計       |          | 1,771,360                             | 1,854,119 | 3,625,479 |

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## ④ 対処すべき課題

商品先物業界は、「T+1」（決済制度の改革として場勘場決済期限の短縮化）の導入が次年度より実施されることが決まり、スピーディーな処理が行えるようになった。「T+1」の導入は、決済リスクの低減が主目的だが、これと同時に委託証拠金制度など幅広い変革も実施されることになっている。

当社におきましても、来るべき手数料の自由化に対応して、常に費用対効果を意識し、純資産の増大、収益の極大化に努め、財務基盤の強化を目指しております。また、営業サービスを充実させ、営業担当者と管理部が一体となり、お客様に信頼を得られるよう努力し、将来に向けて一層の飛躍を考えております。

## ⑤ 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班の責任者を置くものとする。

2 受託業務に係る総括管理及び第11条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。

3 総括責任者、副総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役とする。

(2) 副総括責任者は部長職以上とする。

(3) 管理担当班の責任者は、本店においては管理部の役職者または営業サービス室員、従たる営業所においては管理体役職者または営業サービス室員とする。

### (取締役会への報告)

第3条 社内管理措置の遂行状況、遵守状況については必要に応じ取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずるものとする。

### (商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 当社は、委託者が次に掲げる不適格者に該当することが判明したときは、一切の勧誘及び受託は行わない。

(1) 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び精神障害者

(2) 恩給・年金・退職金・社会保険給付金等により主として生計を維持し、余裕資金をもたない者

(3) 生活保護法被適用者

(4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者

(5) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者

(商品先物取引不適格者の特例)

第5条 当社は、委託者が次に掲げることが判明したときは、不適格者に準ずるものとして一切の勧誘は行わない。但し、本人から取引を行いたい旨の書面の申し出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、受託を行うものとする。

(1) 一定の所得を有しない者

(適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、建玉前に顧客の適格性審査を行うものとする。

(1) 顧客情報を的確に把握するための書面「口座設定申込書兼理解度アンケート」を顧客から徴収し、それに基づく管理担当班責任者所見及び受託の適否を記載した顧客カードを作成する。

(口座設定申込書兼理解度アンケートの徴収)

第7条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、次に記載する事項を記載した「口座設定申込書兼理解度アンケート」を委託者より徴収する。

- (1) 氏名、性別、年齢、住所、連絡先
- (2) 家族構成
- (3) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
- (4) 資産及び収入の状況
- (5) 先物取引の経験の有無
- (6) 株式等の経験の有無
- (7) 商品先物取引の説明に関する事項（交付書面の受領の有無、説明を受けたことの確認、説明の内容〔取引の仕組み、損失リスク〕についての理解度、取引意思）

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (4) 資産及び収入の状況
- (5) その他必要と認める事項

2 顧客カードの写しは、すべてこれを第2条2項に定める総括責任者または副総括責任者のもとに備え付けるものとする。

(勧誘の際の説明)

第9条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド—」「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み等を十分に説明し、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。

(委託者の保護育成措置)

第10条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される者については一定の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第9条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 建玉前に「口座設定申込書兼理解度アンケート」を徴収し、その内容を基に取引意思の確認及び適格性を審査すること。
- (3) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の建玉枚数の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠、当該委託者から当該判断枠を超える建玉の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

- (5) 委託者には取引開始後も再確認のため、取引に対する理解度・判断力等に関するアンケートを行うことにより、適切な受託業務管理を行うとともに、取引期間中に新たに不適格者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当するか否かを判断し、これに該当することとなった場合には、当該者に係る取扱いを適用する。
- (6) 自社または他の商品取引員において、商品先物取引及び金融・証券の先物取引を3ヵ月以上取引したことのある者は、本条より除外する。

（管理担当班の職務）

第11条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 「口座設定申込書兼理解度アンケート」による適格性の審査及び保管
- (3) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (4) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (5) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱い要領に基づく審査
- (6) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (7) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
- (8) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (10) 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

（売買指示時における取引意思の確認）

第12条 当社は、委託者の売買指示時における取引意思の確認と、その意思を執行したことの記録を明確にするものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第13条 公金出納取扱者、金融機関に於いて他人の金銭、有価証券を取り扱っている者、企業の経理、財務担当者等自己の資産以外を取り扱っている委託者からの入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合には、管理担当班の責任者は委託者に資金事情の説明を受けるものとする。この場合、自己の資金でないことが判明した場合は追加資金の入金を断ると共に、既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請する。

(違反者に対する懲戒)

第14条 本規則における禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定により、これを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第15条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。  
尚、これを変更したときも同様とする。

付 則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 平成12年4月1日、一部改正。
3. 平成14年1月4日、一部改正。

## 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの 受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第10条(4)に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者から売買の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮のうえ、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠は、委託者から申出のあった投資予定額または500万円のうちいずれか少ない金額とする。
2. 当該委託者から上記1の判断枠を超える建玉の要請があった場合には、管理担当班の責任者が審査を行い、その適否について判断し受託するものとする。
3. 上記2の場合において、管理担当班の責任者は速やかに本社の総括責任者に調書を添えて、この旨を報告しなければならない。
4. 本社の総括責任者は、報告事項についてその内容を再認識するとともに、必要と認められる場合には当該管理担当班の責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。



⑥ 外務員の登録状況

| 期首<br>登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末<br>登録外務員数 |
|--------------|-------|-------|--------------|
| 167名         | 46名   | 41名   | 172名         |

⑦ 委託者に関する事項

| 期首<br>委託者数 | 新規委託者数 | 期末<br>委託者数 |
|------------|--------|------------|
| 1,193名     | 785名   | 1,104名     |

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成14年度中の受付件数及び処理結果

| 苦情<br>申出理由 | 件数 | 処理結果 |     |     | 処理中 |
|------------|----|------|-----|-----|-----|
|            |    | 解決   | 取下げ | 打切り |     |
| 勧誘時に係るもの   | 1  | 1    | 0   | 0   | 0   |
| 取引に係るもの    | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 取引終了時に係るもの | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| その他に係るもの   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 合計         | 1  | 1    | 0   | 0   | 0   |

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

| 紛争<br>申出理由 | 件数 | 処理結果 |     |     | 処理中 |
|------------|----|------|-----|-----|-----|
|            |    | 解決   | 取下げ | 打切り |     |
| 勧誘時に係るもの   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 取引に係るもの    | 5  | 5    | 0   | 0   | 0   |
| 取引終了時に係るもの | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| その他に係るもの   | 0  | 0    | 0   | 0   | 0   |
| 合計         | 5  | 5    | 0   | 0   | 0   |

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協のあっせん若しくは調停の申出をしたもの。  
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。  
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

当年度における訴訟（前年度より係争中のものを含む。）は5件ありました。そのうち4件は、委託者が当社の不法行為により損害を被ったとしてその賠償を求めたものであり、2件は和解にて解決しましたが、2件は現在係争中となっております。

他の1件は、委託者の死亡によって取引を終了したところ相続人から取引に納得できない点があるとの申出があったことから、当社が債務不存在で提訴し、相続人からその反訴がなされましたが、和解にて解決しております。

| 訴訟件数 | 判決 | 和解 | 係争中 |
|------|----|----|-----|
| 5件   | 0件 | 3件 | 2件  |

3. 経理の状況  
① 貸借対照表

貸借対照表  
(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額            | 科 目               | 金 額           |
|-------------------------|----------------|-------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>           |                | <b>(負債の部)</b>     |               |
| <b>流動資産</b>             | [ 10,832,859 ] | <b>流動負債</b>       | [ 8,357,089 ] |
| 現 金 預 金 * 1             | 4,706,836      | 委 託 者 未 払 金       | 476,504       |
| 委 託 者 未 収 金 * 2         | 305,394        | 短 期 借 入 金         | 400,000       |
| 有 価 証 券                 | 50,462         | 未 払 法 人 税 等       | 1,109,900     |
| 商 品                     | 10,116         | 預 り 委 託 証 拠 金     | 6,029,572     |
| 保 管 有 価 証 券 * 1         | 141,223        | 未 払 金             | 167,514       |
| 差 入 保 証 金               | 2,751,500      | 未 払 費 用           | 157,161       |
| 商 品 取 引 責 任 準 備 預 託 * 3 | 322,701        | そ の 他 の 流 動 負 債   | 16,434        |
| 委 託 者 先 物 取 引 差 金 * 4   | 2,251,844      |                   |               |
| 未 収 入 金                 | 158,687        | <b>固定負債</b>       | [ 22,547 ]    |
| 繰 延 税 金 資 産             | 30,829         | 退 職 給 付 引 当 金     | 22,367        |
| そ の 他 の 流 動 資 産         | 115,531        | そ の 他 の 固 定 負 債   | 180           |
| 貸 倒 引 当 金               | △ 12,268       |                   |               |
| <b>固定資産</b>             | [ 1,384,065 ]  | <b>引当金</b>        | [ 322,701 ]   |
| <b>有形固定資産</b>           | ( 230,724 )    | 商 品 取 引 責 任 準 備 金 | 322,701       |
| 建 築 物                   | 95,786         |                   |               |
| 構 造 物                   | 520            | <b>負債合計</b>       | 8,702,338     |
| 車 輜 品                   | 3,109          |                   |               |
| 器 具 及 び 備 品             | 48,303         | <b>(資本の部)</b>     |               |
| 土 地                     | 83,004         | <b>資本金</b>        | [ 698,750 ]   |
| <b>無形固定資産</b>           | ( 58,424 )     | <b>資本剰余金</b>      | [ 40,500 ]    |
| 電 話 加 入 権               | 24,364         | 資 本 準 備 金         | 40,500        |
| ソ フ ト ウ エ ア             | 34,060         | <b>利益剰余金</b>      | [ 2,755,300 ] |
| <b>投資等</b>              | ( 1,094,916 )  | 利 益 準 備 金         | 142,000       |
| 投 資 有 価 証 券             | 52,928         | 任 意 積 立 金         | 720,000       |
| 出 資                     | 52,547         | 当 期 未 処 分 利 益     | 1,893,300     |
| 長 期 未 収 債 権 * 2         | 170,814        | ( うち 当 期 利 益 )    | ( 1,128,873 ) |
| 長 期 差 入 保 証 金           | 641,527        | <b>株式等評価差額金</b>   | [ 20,036 ]    |
| 長 期 貸 付 金               | 4,125          |                   |               |
| 長 期 前 払 費 用             | 19,360         | <b>資本合計</b>       | 3,514,586     |
| 繰 延 税 金 資 産             | 138,465        |                   |               |
| そ の 他 の 投 資 資 産         | 70,249         | <b>負債・資本合計</b>    | 12,216,925    |
| 貸 倒 引 当 金 * 1           | △ 55,102       |                   |               |
| <b>資産合計</b>             | 12,216,925     |                   |               |

② 損益計算書

損 益 計 算 書  
 { 自 平成14年4月1日 }  
 { 至 平成15年3月31日 }

(単位：千円)

| 科 目          |             | 金 額       |
|--------------|-------------|-----------|
| 経常損益の部       | 営業収益        | 6,799,286 |
|              | 受取手数料*1     | 5,457,573 |
|              | 売買取損益*2     | 1,341,713 |
|              | 営業費用        | 3,845,876 |
|              | 販売費及び一般管理費  | 3,845,876 |
|              | 営業利益        | 2,953,409 |
|              | 営業外収益       | 15,565    |
|              | 受取利息及び配当金   | 5,690     |
|              | その他         | 9,874     |
|              | 営業外費用       | 24,608    |
| 支払利息         | 8,855       |           |
| その他          | 15,753      |           |
| 経常利益         | 2,944,366   |           |
| 特別損益の部       | 特別損失        | 676,703   |
|              | 商品取引責任準備金繰入 | 22,650    |
|              | 固定資産売却損     | 635,154   |
|              | その他         | 18,897    |
| 税引前当期利益      |             | 2,267,663 |
| 法人税、住民税及び事業税 |             | 1,156,686 |
| 法人税等調整額      |             | △ 17,896  |
| 当期利益         |             | 1,128,873 |
| 前期繰越利益       |             | 764,427   |
| 当期末処分利益      |             | 1,893,300 |

### ③ 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (a) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

##### (b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 7 条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

|            |               |
|------------|---------------|
| 利付国債証券     | 額面金額の 80%～85% |
| 社債（上場銘柄）   | 額面金額の 65%     |
| 株券（一部上場銘柄） | 時価の 70%相当額    |
| 倉荷証券       | 時価の 70%相当額    |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法。 但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（付属設備は除く）については定額法。

無形固定資産・・・定額法。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法。

#### (4) 引当金及び特別法上準備金の計上基準

##### (a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (b) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 136 条の 22 の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(c) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

尚、会計基準変更時差異（190,336千円）については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料 商品先物取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(b) 売買損益

商品先物決済損益は、反対売買または受渡しにより決済したときに計上しております。また未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要な会計方針の変更

(a) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が適用されることになったことに伴い、同会計基準によります。これによる当期の損益に与える影響はありません。なお、当期から平成14年4月1日より施行された商法施行規則により、資本の部を資本金の部、資本剰余金の部、利益剰余金の部及び株式等評価差額金の部に区分して表示しております。

(b) 1株当り情報

当期から「1株当り当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当り当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針4号）が適用されたことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によります。なお、同会計基準及び同適用指針で前営業年度に適用して算定した場合の1株当りの当期純利益は30円20銭であります。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜き方式を採用しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

\* 1 イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

|      |         |    |
|------|---------|----|
| 定期預金 | 691,372 | 千円 |
| 合計   | 691,372 |    |

対応する債務の内訳

|       |         |    |
|-------|---------|----|
| 短期借入金 | 400,000 | 千円 |
| 合計    | 400,000 |    |

ロ. 預託資産

受託業務保証金等の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

|        |         |    |
|--------|---------|----|
| 金倉荷証券  | 8,472   | 千円 |
| 保管有価証券 | 135,319 |    |
| 合計     | 143,791 |    |

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

|          |           |    |
|----------|-----------|----|
| 普通預金     | 1,570,000 | 千円 |
| 通知預金     | 300,000   |    |
| 定期預金     | 1,250,000 |    |
| 指定金銭信託預金 | 800,000   |    |
| 合計       | 3,920,000 |    |

\* 2 委託者未収金（長期未収債権を含む）のうち、無担保のものは78,320千円でありま  
す。

\* 3 商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会  
の定款第62条に基づいて日本商品先物取引協会への預託金であります。

\* 4 委託先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の



売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって取引所に立替え払いした（取引所から預かった）金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

5 有形固定資産の減価償却累計額は、128,634千円である。

6 重要なリース資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器及びその他事務用機器ならびに車両運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。

7 外貨建の資産

預金 4,697千円（25千英ポンド）

有価証券 50,462千円（211千米ドル）

8 1株当たりの当期利益は、759円72銭である。なお、損益計算書上の当期利益の額は1,128,873千円、1株当り当期利益の算定に用いられた普通株式に係る当期利益の額は1,026,385千円です。これらの差額は役員賞与102,488千円であります。又1株当り当期利益の算定に用いられた普通株式の当期中平均発行済株式数は1,351千株であります。

9 改正前商法第290条第1項第6号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は、20,036千円であります。

(損益計算書関係)

\* 1 受取手数料の内訳

|         |              |
|---------|--------------|
| 商品先物取引  | 5,457,573 千円 |
| オプション取引 | 0            |
| 合 計     | 5,457,573    |

\* 2 売買損益の内訳

|          |              |
|----------|--------------|
| 商品先物決済損益 | 1,235,279 千円 |
| 商品先物評価損益 | 106,433      |
| その他の売買損益 | 0            |
| 合 計      | 1,341,712    |

⑤ 利益処分計算書

利益処分計算書  
 { 株主総会承認日 }  
 { 平成15年6月24日 }

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| I 当 期 未 処 分 利 益 |         | 1,893,300 |
| II 利 益 処 分 額    |         |           |
| 1. 配 当 金        | 202,650 |           |
| 2. 役 員 賞 与 金    | 102,488 |           |
|                 |         | 305,138   |
| III 次 期 繰 越 利 益 |         | 1,588,162 |
|                 |         |           |

⑥ 監査報告書

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について新日本監査法人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

| 諸 項 目  | 比 率   |
|--|-------|
| (a) 純資産余裕比率[純資産額/必要純資産額×100]                         | 274 % |
| (b) 自己資本資本金比率[自己資本/資本金×100]                          | 503 % |
| (c) 自己資本比率[自己資本/総資本×100]                             | 29 %  |
| (d) 修正自己資本比率[自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託額-分離保管預託額)×100]*1 | 61 %  |
| (e) 当座性資金等比率[当座性資金等/流動負債額×100]                       | 123 % |
| (f) 委託者未収金比率[委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)/純資産額×100]       | 12 %  |
| (g) 借入金比率[借入金+借入有価証券+社債(転換社債を含む)/総資産額×100]           | 3 %   |
| (h) 経常収支率[経常収益/経常費用×100]                             | 176 % |
| (i) 負債比率[負債合計額/純資産額×100]                             | 227 % |
| (j) 流動比率[流動資産額/流動負債額×100]                            | 130 % |
| (k) 委託手数料収益比率[委託手数料/経常収益×100]                        | 80 %  |
| (l) 自己売買収益比率[自己売買収益/経常収益×100]                        | 20 %  |

\*1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。